

新潟市小額工事等契約希望者登録申請書

(あて先)

新 潟 市 長

年 月 日

新潟市が発注する小額工事等について、希望者登録を申請します。

所在地 又は住所	〒 新潟市									
フリガナ 商号又は名称									申請・使用印	
代表者 職・氏名										
電 話					F A X					
携帯電話					債権者コード					
メールアドレス										
従業員数	人		創業年数		満		年			
災害時における登録情報紹介の可否について (□に『 ☒ 』を記入してください)				☐ 可 ☐ 不可						

- ※1 「申請・使用印」欄について
見積書や契約書で使用する印鑑を押印してください。社印(社名のみの印)を使用印にすることはできません。
- ※2 「携帯電話」欄について
日中、「電話」欄に記入した固定電話の番号に連絡がつきにくい場合は、できるだけ記入してください。
- ※3 「債権者コード」欄について
会計課にて口座振替申込手続きを済ませ、債権者コードを有している場合は必ず記入してください。
(あらかじめ口座振替申込手続きを行うことで、代金請求のたびに口座情報を記載する必要がなくなります。)
- ※4 「メールアドレス」欄について
指名通知をメールで行う場合がありますので、メールアドレスを有している場合は記入してください。
- ※5 「従業員数」・「創業年数」について
本紙を提出する月の1日時点での人数・創業年数を記入してください。
従業員数…労働基準法第20条に定める「予め解雇の予告を必要とする者」の合計人数を記入してください。
(会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」には該当しません。)
創業年数…事業開始から申請月までの年数を記入してください。
- ※6 「災害時における登録情報紹介の可否について」欄について
災害救助法等の適用を受ける災害が発生した場合に、登録情報を被災者向けに紹介する場合があります。
紹介の可否について該当するほうの□に『☒』を記入してください。紹介する範囲は、登録情報のうち、
①所在区、②登録工種、③商号・名称、④電話番号または携帯電話番号 です。

登録希望業種(「小額工事等の種類及び具体例」を参考に、3業種以内を記入してください。)

番 号	登録希望業種 (工事の種類)	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合、 その種類・名称等
1			
2			
3			

添付書類

- 市税に未納がないことを証明する納税証明書(新潟市入札用)
- 施工にあたって資格・免許等が必要な業種の登録を希望する場合は、それらを証明する書類の写し
- 暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第3号)

小額工事等の種類及び具体例

No.	工事の種類	具体的な工事の内容の例示
1	土木一式工事	道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事等
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶ工事
3	大工工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事等
4	左官工事	左官工事, モルタル工事, 吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事, 足場等仮設工事, 土工事, コンクリート工事, ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事, 構内電気設備工事, 照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事, 給排水・給湯設備工事, 厨房設備工事, 衛生設備工事, 浄化槽工事, プロパンガス配管工事, ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事, れんが積み工事, タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事, 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事, 砂・砂利舗装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事, モルタル防水工事, シーリング工事, シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上工事, 壁張り工事, 内装間仕切り工事, 床仕上工事, たたみ工事, ふすま工事, カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事等
22	電気通信工事	有線・無線電気通信設備工事, データ通信設備工事, 放送機械設備工事等
23	造園工事	植栽工事, 公園設備工事, 園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ・シャッター取付け工事, 金属製・木製建具取付け工事等
27	消防施設工事	火災報知設備工事等
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
29	解体工事	工作物解体工事
30	その他工事	上記に当てはまらない工事